

船橋市障害者支援施設北総育成園

指定管理者募集要項

(案)

(傍聴者用)

令和8年6月

船橋市 障害福祉課

## 目 次

募集要項等一覧表	- 4 -
船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項	- 5 -
1 指定管理者が行う管理の基本方針	- 5 -
(1) 北総育成園の役割	- 5 -
(2) 北総育成園の管理の基本方針	- 5 -
2 施設の概要	- 6 -
3 指定管理者が行う業務	- 6 -
4 指定期間	- 8 -
5 選定方法	- 8 -
6 管理運営に関する経費等	- 8 -
(1) 利用料について	- 8 -
(2) 修繕について	- 8 -
(3) 物品について	- 8 -
7 リスク分担	- 9 -
8 業務評価	- 9 -
(1) 業務評価について	- 9 -
(2) 労働関係法令の遵守状況の確認について	- 10 -
(3) 改善指導と指示について	- 10 -
(4) 評価結果の公表について	- 10 -
(5) 指定の取消し及び業務の一時停止について	- 10 -
9 その他管理運営にあたっての留意事項	- 10 -
(1) 法令等の遵守について	- 10 -
(2) 損害賠償請求等への対応について	- 11 -
(3) 苦情等への対応について	- 11 -
(4) 事故及び災害等への対応について	- 11 -
(5) 虐待の防止への取り組みについて	- 12 -
(6) 職員配置及び職員研修の実施について	- 12 -
(7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開	- 12 -
(8) 文書等の管理保管	- 12 -
(9) 利用者の声の把握	- 12 -
(10) 監査等への協力	- 12 -
(11) 本市への報告等	- 12 -

(12) 災害等発生時の対応協力について.....	- 12 -
(13) 障害者差別解消に係る配慮.....	- 13 -
(14) 救護体制の強化について.....	- 13 -
(15) 大規模修繕について.....	- 13 -
<b>10 指定管理者募集に関する事項</b> .....	- 13 -
(1) スケジュールについて.....	- 13 -
(2) 募集要項等に関する質問.....	- 14 -
(3) 申請資格 .....	- 14 -
(4) 申請の手続きについて.....	- 15 -
①申請書類 .....	- 15 -
②提出書類の言語等.....	- 15 -
③申請書類の受付.....	- 16 -
④注意事項 .....	- 16 -
⑤失格事項 .....	- 16 -
⑥申請における留意事項.....	- 17 -
<b>11 指定管理者候補者の審査・選定等</b> .....	- 18 -
(1) 指定管理者選定委員会の設置について.....	- 18 -
(2) 選定委員会による審査について.....	- 18 -
①出席者 .....	- 18 -
②発表方法 .....	- 19 -
③面接審査の日時等.....	- 19 -
(3) 審査のポイントについて.....	- 19 -
(4) 評価基準 .....	- 19 -
①書面審査評価基準.....	- 19 -
②面接審査評価基準.....	- 20 -
(5) 指定管理者候補者選定の方法.....	- 20 -
(6) 審査結果の通知及び公表について.....	- 20 -
(7) 協議の開始について.....	- 21 -
(8) 指定管理者の指定について.....	- 21 -
<b>12 指定管理者との協定の締結</b> .....	- 21 -
<b>13 指定の取消し等</b> .....	- 21 -
(1) 指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合.....	- 21 -
(2) 指定管理者からの協議による場合.....	- 22 -
(3) 不可抗力等による場合.....	- 22 -

(4) 指定取消し等にかかる損害賠償について.....	- 22 -
<b>14 業務の引継ぎ</b> .....	- 22 -
(1) 指定期間終了時の引継ぎについて.....	- 22 -
(2) 引継ぎに要する費用について.....	- 22 -
<b>15 問合せ先及び申請書類提出先</b> .....	- 22 -

## 募集要項等一覧表

船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項（本紙）
添付資料 （資料1）利用状況（令和8年4月1日現在） （資料2）簡易平面図 （資料3）業務仕様書 （資料4）設備保守点検等業務一覧表 （資料5）自主的な取組み及び事業の一覧表 （資料6）物品一覧表 （資料7）報告書一覧表及び報告書一式 （資料8）障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領
申請書類 （申請書類1）質問書 （申請書類2）船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請書 （申請書類3）船橋市障害者支援施設北総育成園事業計画書 （申請書類4）法人概要書 （申請書類5）誓約書 （申請書類6）（申請時）労働条件チェックシート （申請書類7）役員名簿 （申請書類8）市税納付確認書 （申請書類9）船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請辞退届

## 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者募集要項

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、地方自治法第244条の2に定められております。

船橋市（以下「本市」という。）は、船橋市障害者支援施設条例（平成17年船橋市条例第20号）第4条の規定に基づき、船橋市障害者支援施設北総育成園（以下「北総育成園」という。）の設置目的をより効率的・効果的に達成し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者を募集します。

なお、募集要項は、4ページの一覧表のとおり、本紙の他、添付資料及び申請書類から構成されており、これらは募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）です。また、本募集要項等については、申請のための検討以外の目的で使用することはできません。

募集要項等に記載された内容は、特に記載されたものを除き、令和8年6月10日現在のものです。

### 1 指定管理者が行う管理の基本方針

#### (1) 北総育成園の役割

北総育成園は、次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業を実施することを目的としています。

- ① 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護（身体障害に係るものを除く）
- ② 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所（身体障害に係るものを除く）
- ③ 障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援（身体障害に係るものを除く）
- ④ 障害者総合支援法第77条に規定する日中における活動の場を確保し、障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業

#### (2) 北総育成園の管理の基本方針

北総育成園は、本市が設置する「公の施設」です。上記（1）の北総育成園の役割や公の施設としての特性を理解し、下記に掲げる事項に従って管理運営を行うものとします。

- ① 利用者が安全にかつ安心して利用できるよう、施設を清潔に保つと共に機能を正常に維持し、業務仕様書等に基づいた適正な管理を行うこと
- ② 福祉サービスの利用を希望する者に対して、平等かつ公平の立場から個々の特性に留意し、適応性に合わせた処遇の設定に努めるとともに福祉サービス情報を適切に提供した上で、利用契約を締結すること
- ③ 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する運営を行うこと
- ④ 施設の効用を最大限に発揮させるような効果的・効率的な運営を行うこと
- ⑤ 利用者に対しては、親切かつ丁寧に接遇し、利用者の意思及び人格を尊重し、福祉

サービスの向上に努め、適切なサービスの提供を行うこと

- ⑥ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めること
- ⑦ 秘密の保持及び個人情報の保護を徹底すること
- ⑧ 船橋市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと

## 2 施設の概要

船橋市障害者支援施設北総育成園

所在地	千葉県香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷 5852番地1
開設年月日	昭和49年4月1日
定員	75名
構造	①鉄筋コンクリート造3階建 ②軽量鉄骨造2階建
建物面積	①4,465.58㎡ ②278.5㎡
施設内容	①居室、指導員室、食堂、プレイルーム、通所者デイルーム、作業室、工作室、木工室、洗濯・洗面室、静養・医務室、浴室等 ②職員宿舎
併設施設	なし

## 3 指定管理者が行う業務

北総育成園における指定管理者の業務は次のとおりです。業務の詳細については、「資料3 業務仕様書」のとおりとします。このほか、申請時に指定管理者から提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

なお、指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、専門的知識又は経験を必要とし、かつ、自ら行う事が困難な一部の業務については、本市の承認を得て委託することができます。

ア. 船橋市障害者支援施設条例第5条に規定する業務に関すること。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 利用の申込みに対する承諾に関すること。
- (3) 第10条に規定する利用料の収受に関すること
- (4) 北総育成園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他北総育成園の運営に関する事務のうち、市長が必要であると認めるもの

具体的には、以下のとおりとなります。

- ① 利用者支援に関すること
  - ・生活支援に関すること
  - ・個別支援計画の作成及び実施に関すること
  - ・給食の提供に関すること

- ・家庭との連絡・連携に関すること
- ・利用者の日課に関すること
- ・年間行事計画の作成に関すること
- ・利用者の健康管理に関すること

② 利用者に対するその他の福祉サービス

福祉サービス提供に対する利用者・家庭からの苦情、要望等に対して的確に対応するため、第三者委員と連携した苦情解決に努めること

③ 施設の管理に関する業務内容

- ・施設及び設備の維持に関すること

(「資料4 設備保守点検等業務一覧表」に掲げる業務に関することを含む)

- ・物品の維持に関すること
- ・管理業務に伴う文書の管理に関すること

④ 利用の申込みに対する承諾に関すること

⑤ 船橋市障害者支援施設条例第10条に規定する利用料の収受に関すること

⑥ その他北総育成園の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

※利用者の日課に関することは、当分の間、現指定期間の作業種目を継続してください。

※このほか、申請者から提案のあった事項についても指定管理者の行う業務となります。

イ. 自主事業について

指定管理者自らの企画による自主的な事業（以下「自主事業等」という）を実施して下さい。自主事業等とは、施設の設置目的に沿って指定管理者が独自に企画・実施する事業です。自主事業等は、利用者サービスの向上を図る観点から、施設の設置目的を積極的に推進するために行うものです。

また、指定期間開始後に自主事業等を実施する場合、事業計画書で提案したものも含めて下記のとおり事前の承認が必要となります。

ア. 実施する前に、本市の承認を受けてください。

イ. 本市は提案された自主事業等について、施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合は実施を承認しないこともあります。

ウ. 承認後、自主事業等によって本来業務に支障が生じていると判断した場合、本市は自主事業等の中止、変更等を命ずる場合があります。

なお、現指定期間における自主事業等は、「資料5 自主的な取組み及び事業の一覧表」のとおりです。申請者は、上記の自主事業等について、継続、変更又は廃止の提案を事業計画書に記載してください。

#### 4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

ただし、本市が指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

#### 5 選定方法

本施設は、常時介護が必要な障害者に対して日中・夜間含めての便宜の供与や、毎日の入浴・排泄・食事などの介助の提供を必要とする特性を持つ施設となります。また、知的障害者は周囲の環境の変化に敏感であり、環境の変化が本人の生活の質へ影響するため、利用者と事業者の間には高度な信頼関係が求められます。こうした施設の特性を踏まえると、引き続き現在の管理運営が継続されることのほうが、安定したサービスの確保が図られるとともに施設の設置目的の達成にも効果的であることから、社会福祉法人さざんか会が引き続き管理運営することとして、募集方法は非公募とします。

ただし、非公募の場合であっても、指定管理者として適正な管理を行うための一定の基準を満たしているかどうかについて審査をする必要があることから、選定委員会による審査を行います。

#### 6 管理運営に関する経費等

北総育成園の管理に要する経費は、自立支援給付費、地域生活支援事業に係る収入、障害福祉サービス等利用料、自主事業等による収入等によって賄うものとし、本市が支払う指定管理料はありません。また、生産活動による収入については、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を、原則工賃として利用者に支払うものとし、

##### (1) 利用料について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等利用料は指定管理者の収入となります。

本市では今後、利用料の見直しを行う場合があります。条例等で定める利用料の額等に変更が生じた場合は、指定管理者の行う事務に変更が生じる可能性があります。この場合、本市と指定管理者の協議により協定等の変更を行うものとし、

##### (2) 修繕について

施設、設備及び本市が貸与する物品の修繕に要する経費については、1件あたり30万円未満（見積金額であって消費税等を含む。）の場合にあつては指定管理者の負担とします。1件とは、合理的な理由による修繕単位です。修繕実施後の施設、設備及び物品は本市に帰属するものとし、

なお、1件あたり30万円未満であっても本市が加入する建物総合損害共済の適用となる場合は本市が修繕料を負担することがあります。

##### (3) 物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は「資料6 物品一覧表」に示すとおりです。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくな

った場合、性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で買い替えに係る費用が1個あたり3万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、原則として本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。また、上記以外の3万円未満の物品については原則として指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができるものとしします。

## 7 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、次の表のとおりとし、これ以外のリスクに関する対応については別途協議するものとしします。

（リスク分担表）

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
		船橋市	指定管理者
経済情勢	人件費・物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動に伴う経費の増		○
制度関連等	広く事業者一般を対象とした法制度、許認可制度等の新設・変更によるリスク		○
	本施設の管理運営業務にのみ直接影響を及ぼす法制度、許認可制度、税制度等の新設・変更によるリスク	○	
	税制度の新設・変更によるリスク	協議事項	
自然災害	自然災害（暴風雨、豪風雨、洪水、地震、落盤等）に伴う、施設、設備の修復による経費	○	
	不可抗力に伴う業務履行不能	協議事項	
資金調達	管理運営に必要な設備投資、人員配置等に充てる資金の確保		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

## 8 業務評価

### （1）業務評価について

施設の運営に関し、協定や管理業務に係る業務仕様書に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行える状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかについて、本市の定める報告書の提出のほかに、下記の方法により業務実績の評価を実施します。

- ① 本市による立入調査
- ② 本市が作成する評価シートに基づく指定管理者による自己評価及び本市による評価
- ③ 本市による利用者アンケート等の結果
- ④ その他本市の示す方法で行う業務評価

上記以外の方法で、指定管理者が独自に業務評価を実施する場合は、「申請書類 3 船橋市障害者支援施設北総育成園事業計画書」中の「4. その他管理運営に関する計画(5) 市指定業務評価以外の業務評価に関する考え方」により提案して下さい。

## (2) 労働関係法令の遵守状況の確認について

必要に応じて労働関係法令の遵守状況について調査を行う場合があります。なお、当該調査業務を委託して実施することがあります。

## (3) 改善指導と指示について

評価結果により、改善が必要な場合は改善に向けた指導を行います。指定管理者は指導された事項について改善計画を作成し、計画的に改善に取り組んで頂きます。改善結果が適正と認められない場合は改善措置を講じるよう指示を行います。

## (4) 評価結果の公表について

評価結果及び改善結果については、施設内において利用者の見やすい位置に掲示していただくほか、本市ホームページにて公表します。なお、指定管理者独自で実施する評価結果についても原則公表してください。

## (5) 指定の取消し及び業務の一時停止について

改善の指示によっても改善が見られない場合や本市の指示に従わない場合は、指定を取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

## 9 その他管理運営にあたっての留意事項

### (1) 法令等の遵守について

北総育成園の管理運営業務を行うにあたっては、下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、下記に掲げる法令等が改正された場合は、改正後の内容を遵守してください。

- ア. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ. 障害者基本法（昭和45年法律第84号）
- エ. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- オ. 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

- カ. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- キ. 労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等）
- ク. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ケ. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- コ. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第90号）
- サ. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第91号）
- シ. 船橋市障害者支援施設条例（平成17年船橋市条例第20号）
- ス. 船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）
- セ. 船橋市行政手続条例（平成9年船橋市条例第2号）
- ソ. 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）
- タ. その他管理運営に適用される法令等

## **（2）損害賠償請求等への対応について**

指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設、設備、物品等が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責めに帰すべき事由により、利用者に被害が及んだ場合、その他本市に損害が及んだ場合などは、その損害の全部又は一部について賠償していただきます。

以上のことから、指定管理者はあらかじめ業務に関する損害賠償責任保険に加入してください。

## **（3）苦情等への対応について**

指定管理者は利用者等から寄せられるさまざまな苦情や要望に十分応えるため、マニュアルの整備や職員研修の実施等必要な体制を整えることとします。寄せられた苦情等に対して、指定管理者は施設の管理運営を行う者として誠意ある対応をして下さい。

また、対応にあたっては必要に応じ本市に報告するとともに、本市の指導を受けて下さい。

## **（4）事故及び災害等への対応について**

指定管理者は利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、事故や事件の防止及び災害や感染症への対応における体制を整えることとします。事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する体制を整えることとし、原則として、対応にあたっては本市に報告するとともに、本市の指示を受けた後、指定管理者の責任において対応するものとし、緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置や施設等の保全措置及び一時的な避難者の受け入れに努めた後、速やかに報告するものとします。

#### (5) 虐待の防止への取り組みについて

指定管理者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を遵守し、利用者が安心してサービスを受けられるよう、マニュアルの整備や職員研修の実施など、虐待を未然に防止する体制を整えることとします。対応にあたっては本市へ報告するとともに、必要に応じて本市の指導を受けてください。

#### (6) 職員配置及び職員研修の実施について

法令で定められた職員配置を超える配置をする場合は、事業計画書において提案してください。

苦情解決責任者、苦情受付担当者、防火管理者、安全運転管理者の選任又は配置を行ってください。

北総育成園において業務を実施する職員に対し、接遇、救命救急、個人情報の取り扱い、苦情解決、感染症への対策等の研修を必要に応じて実施してください。

#### (7) 個人情報の取扱い、守秘義務及び情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。

なお、指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供については、本市の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

#### (8) 文書等の管理保管

指定管理者は、指定管理業務の遂行にあたり作成又は收受した文書等をその他の業務文書等とは別に管理し、適切に保存しなければなりません。

なお、これらの文書は法令等で定めるもののほか、管理業務に関する文書等について、指定期間終了後、基本協定書等に定める期間保存しなければなりません。

#### (9) 利用者の声の把握

指定管理者は、常に利用者及びその家族のニーズの把握に努め、1年に1回以上利用者又はその家族、もしくはその両方を対象にアンケートや聞き取り調査等を実施してください。

#### (10) 監査等への協力

指定管理者の行う公の施設の管理業務にかかる出納その他の事務の執行については、監査委員の監査等の対象となる場合があります。その際、指定管理者は監査委員等に協力しなければなりません。

#### (11) 本市への報告等

管理業務に関して、その実態を把握するため「資料7 報告書一覧表及び報告書一式」のとおり必要な報告書を提出してください。また、指定管理者は本市が指定管理者に行う調査や調査依頼等に協力しなければなりません。なお、本市に提出した報告書や調査結果等は開示の対象となる場合があります。

#### (12) 災害等発生時の対応協力について

現時点で船橋市地域防災計画では避難所等に指定されていないものの、災害等の発生

状況によっては、随時協力を求める可能性があり、公の施設であることを鑑み本市の災害対応に協力しなければなりません。なお、本市の要請に基づき要した費用のうち、指定管理者による一般的な管理業務に要する経費に含めることが適当でないとして本市が認められたものについては、原則本市の負担とします。

### (13) 障害者差別解消に係る配慮

本市においては、障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を定めております。公の施設の管理運営を行うことに鑑み、指定管理者においても、「資料8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」に準じた対応を行うものとします。

### (14) 救護体制の強化について

自動体外式除細動器（AED）を使用した救命の機会を広げるため、「船橋市自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理に関する指針」を遵守してください。

### (15) 大規模修繕について

令和9年度に照明修繕（LED化）の実施を予定しています。詳細な修繕内容や工期は随時お知らせいたしますが、居室内施工の際には、利用者を一時的に別室へ移動させる等、生活環境の整備に努めるとともに、必要に応じて本市に対応状況について報告してください。

## 10 指定管理者募集に関する事項

### (1) スケジュールについて

選定及び選定後のスケジュールは下表のとおり予定しています。

内容	期間又は期日
募集要項配布期間	令和8年6月10日（水）から
質問受付期間	令和8年6月10日（水）から 6月24日（水）16時まで
質問回答予定日	令和8年6月30日（火）
募集期間	令和8年7月1日（水）から 7月31日（金）17時まで
書面審査の実施	令和8年8月中旬
書面審査の結果通知	令和8年8月下旬
面接審査の実施	令和8年9月下旬
面接審査の結果通知	令和8年9月下旬
指定議案の提出	令和8年11月中旬
協定書の協議	令和9年1月から
指定管理者業務開始	令和9年4月1日（木）

## (2) 募集要項等に関する質問

受付期間	令和8年6月10日(水)～6月24日(水)16時まで
受付方法	「申請書類1 質問書」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて提出ください。 その際、表題を「北総育成園指定管理者選定質問書」としてください。 電話・口頭・FAXによる受付はいたしません。
回答方法	回答できる全質問に対し、6月30日(火)16時に質問及びその回答を本市のホームページに掲載することを予定しています。
注意事項	回答後の再質問は受付はいたしません。回答の内容によっては、募集要項等の記載内容の変更・追加となる場合があります。その場合は本市のホームページにてお知らせいたします。

## (3) 申請資格

次に掲げる条件を満たす法人とします。

令和8年4月1日現在、次の運営実績を満たすこと

- ① 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（主に知的障害者の利用に係るもの。以下、「障害者支援施設」という。）を5年以上運営したことがあること
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市から一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されたことがない、または取消後3年以上経過していること
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ⑤ 千葉県税を滞納していないこと
- ⑥ 船橋市税を滞納していないこと
- ⑦ 「申請書類6（申請時）労働条件チェックシート」に記載する労働関係法令の規定を遵守する者であること
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う法人でないこと
- ⑨ 役員等（役員及び経営に実質的に関与している者。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人でないこと
- ⑩ 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人でないこと
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人でないこと
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどし

ている法人でないこと

- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人でないこと

#### (4) 申請の手続きについて

##### ①申請書類

申請にあたっては、次に掲げる書類を提出してください。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

申請書類一覧		様式
1	船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請書 (条例施行規則に定められた様式)	申請書類 2
2	船橋市障害者支援施設北総育成園事業計画書	申請書類 3
3	法人概要書	申請書類 4
4	誓約書	申請書類 5
5	定款、規約その他これらに類する書類	任意様式
6	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※作成後3か月以内のもの	公的機関 発行のもの
7	申請書を提出する日の属する事業年度の資金収支予算書 及び事業計画書	任意様式
8	前年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表、事業活動収 支計算書及び事業活動収支内訳表、貸借対照表、財産目録 又はこれらに準ずる書類	任意様式
9	(申請時)労働条件チェックシート	申請書類 6
10	役員名簿	申請書類 7
11	障害者支援施設の指定通知の写し (過去5年間の指定が確認できるもの)	公的機関 発行のもの
12	直近の指導監査等結果通知及び指摘事項に対する改善報 告の写し	任意様式
13	市税納付確認書	申請書類 8
14	納税証明書【国税】(その3の3)【県税】(その2)	公的機関発行のもの
15	法人市民税納税証明書	公的機関発行のもの

##### ②提出書類の言語等

- ・申請書類に使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位としてください。
- ・申請書類の用紙サイズは原則A4版とします。記載方法は、原則文字サイズ11ポイント以上とし、横書き、フラットファイルに左綴じにし、1冊にまとめて提出してください。印刷方法は片面印刷とします。必要があれば図、写真等を用いても構いません。提出書類はカラー印刷されたものでも構いませんが、選定委員の審査は白黒コピーしたもので行いますので、白黒印刷した際にも読みやすい資料となるように作成してください。
- ・提出書類は、「(4) ①申請書類」の提出書類一覧の番号ごとにインデックスを貼付し

た仕切り用紙を入れ、インデックスごとにページ数を右下に記載してください。

- ・申請書類の提出部数は3部（原本1部 副本2部）です。副本については、原本である必要はありませんが、写しである場合は、原本と相違ないことを証明する旨日付、代表者名及び印とともに記載して下さい。

### ③申請書類の受付

受付期間	令和8年7月1日（水）～7月31日（金） ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
受付時間	9時から17時まで
提出方法	申請書類等については直接船橋市障害福祉課まで持参してください。その場で申請書類が揃っているかどうか確認いたします。 なお、持参される際には、事前に電話にて受付予約をしてください。 (書類に不備があった場合、受理できませんので余裕を持って提出してください)

### ④注意事項

「申請書類3 船橋市障害者支援施設北総育成園事業計画書」の作成にあたっては次の事項について注意して下さい。

- 指定期間全体にわたっての内容を記載してください。
- 法人の名称、所在地等、申請者が特定することができる情報は一切記載しないでください。
- 手書きでの作成はご遠慮ください。
- 既に設定された枚数（総枚数及び各項目ごとの枚数）、枠の大きさ、余白等の設定については変更をしないでください。
- 記載にあたっては、できるだけ要点をまとめてわかりやすく記述してください。
- 記載事項のない項目があっても削除しないでください。

### ⑤失格事項

申請者が次に掲げる要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア. 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- イ. 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ウ. 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- エ. 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ. 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ. 法人の財務状況が著しく悪化していることにより指定期間中安定した業務履行が困難であると判断される場合又はその事実が判明した場合
- キ. 申請者若しくは申請者の代理人、その他関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は指定管理者選定委員会委員・本市関係職員に対し、指定管理者選定に関して接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合
- ク. 提出された事業計画書において、募集要項等に定める内容を明らかに満たしていない場合

ケ. その他不正行為があったと本市が認めた場合

#### ⑥申請における留意事項

ア. 申請者の名称、選定結果等

申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表します。

また、市議会へも、申請者の名称、選定結果等は説明資料として提出されます。

イ. 申請書類等の差し替え等の禁止

提出された書類の差し替えや内容変更はできません。

ウ. 申請書類の取り扱い

提出された申請書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

また、本市は指定管理者の選定の公表等必要となる場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。事業計画書は、公表しませんが、市議会へ説明資料として提出されます。なお、提出された申請書類は、開示請求の対象となる公文書として取扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

エ. 申請書の取り下げ

申請書類を提出後、倒産等の事情により、申請を辞退することが明白となった場合には速やかに「申請書類9 船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請辞退届」を提出してください。

オ. 申請に係る費用負担

申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。また、申請書類に含まれている特許権、実用新案、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者の負担とします。

カ. その他

本事業提案申請のために、定められた機会を除き本市から資料の提供を行うことはありません。申請者は、本市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで申請を行って下さい。

また、本市が提供する資料については、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ又は内容を提示することを禁じます。

ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

○公知となっている情報

○第三者により本業務に関して合法的に入手できる情報

## 1 1 指定管理者候補者の審査・選定等



#### (6) 審査結果の通知及び公表について

申請者の行った提案が選定委員会の定める書面審査評価基準及び面接審査評価基準で定める最低基準に達しないほか、指定管理者候補者として不適切と認められた場合は、指定管理者候補者の選定は行われません。

指定管理者候補者の選定結果は、選定後速やかに申請者に書面で通知するとともに公表します。公表は、障害福祉課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付（有償）並びに本市のホームページにて行います。なお、選定委員会の会議録は、会議の公開・非公開を問わず、開示請求の対象となる公文書として取り扱い、船橋市情報公開条例の規定に従い取り扱うこととなります。

また、「10 指定管理者募集に関する事項（4）申請の手続きについて⑥申請におけ

る留意事項」のとおり申請者の名称、選定結果等については、ホームページ等で公表し、市議会へも説明資料として提出されます。提出されたすべての申請書及び添付書類は、船橋市情報公開条例に規定する公文書として取り扱われることとなります。

#### **(7) 協議の開始について**

本市は、指定管理者候補者と業務の細目について協議を行います。

#### **(8) 指定管理者の指定について**

指定管理者候補者として選定された法人は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。なお、指定の議案は、令和8年第4回船橋市議会定例会に提出する予定です。

同議会が議決しなかった場合や否決した場合においては、指定ができません。その場合、申請者が指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む）、提供した手法の対価等については、本市は一切補償しませんので、ご了承ください。

なお、指定管理者と指定された法人が基本協定の締結までに申請資格を欠くこととなったとき又は失格事項に該当することとなったとき若しくは該当することが判明したときは、指定を取り消すことがあります。指定管理者として指定された法人の責めに帰すべき事由により指定を取消し、又は指定を行わなかった場合、本市に生じた損害は指定管理者として指定された法人が賠償するものとします。

### **1 2 指定管理者との協定の締結**

本市は、指定管理者として指定された法人と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結します。基本協定の内容は、募集要項、業務仕様書のほか、指定管理者からの提案事項（事業計画書の記載事項、プレゼンテーション及びヒアリングの内容）をもとに作成するものとします。ただし、本市は指定管理者からの提案事項であっても、必要に応じて実施しない事項を定めることができます。

指定管理者の指定後、指定期間全体に関する基本協定を締結するほか、必要に応じて指定期間内の年度毎に年次協定を締結します。

この場合、指定管理者として指定された法人が、正当な理由なくして基本協定又は年次協定（以下「協定等」という）の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

また、指定管理者候補者又は指定管理者が協定等の締結までに「1 3 指定の取消し等」の（1）から（3）の各事項に該当する場合は、指定管理者の指定を行わない、又は協定等を締結しないことがあります。

### **1 3 指定の取消し等**

下記の場合等にあっては、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部を停止することができるものとします。取消しの場合は、次期指定管理者が円滑に、かつ支障なく業務を遂行できるよう、後述「1 4 （1）指定終了時の引継ぎについて」のとおり、十分な引継ぎをするものとします。

#### **(1) 指定管理者による管理業務が不適切と認められる場合**

指定管理者が、本市の指示に従わない場合、関係法令、条例、規則、協定等に違反する場合や指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理業務を継続することが不適切であると認められる場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部を停止することができるものとします。

#### (2) 指定管理者からの協議による場合

指定管理者が、経営悪化等により北総育成園の管理運営の継続が困難となった場合、本市と指定管理者で協議を行い、指定管理者による管理業務の継続が困難であると本市が認める場合は、本市は指定を取り消すことができるものとします。

なお、この場合の協議は、指定の取消しを受けようとする少なくとも6か月前までには開始するものとし、管理業務の引継ぎについては、本市又は本市の指定する者に対し、本市の指定する方法により行わなければなりません。

#### (3) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、本市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない事由による場合は、事業の継続について本市と指定管理者の間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難と判断した場合は、本市は指定の取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部を停止することができるものとします。

#### (4) 指定取消し等にかかる損害賠償について

上記(1)及び(2)の事由により指定管理者の指定が取消し又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部が停止となった場合は、指定管理者は本市に生じた損害を賠償しなければなりません。また、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても本市はその責めを負いません。

### 1.4 業務の引継ぎ

#### (1) 指定終了時の引継ぎについて

指定期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、速やかに施設を指定期間開始前の状態に復するとともに、業務に関し次期指定管理者又は本市に引継ぎを行うものとします。業務の引継ぎは、必要な資料等を引き継ぐとともに、引継ぎ計画書を作成し、次期指定管理者又は本市と十分な事務引継ぎを行うこととします。

#### (2) 引継ぎに要する費用について

指定管理者に指定された法人が業務引継ぎ等に要する費用は、すべて同法人の負担とします。

### 1.5 問合せ先及び申請書類提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市健康福祉局福祉サービス部

障害福祉課施設整備係（市役所本庁舎2階）

電話 047-436-2344

FAX 047-433-5566

電子メール shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp